

別紙

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書
(「登録事項等についての説明」の補足)

作成日 令和6年7月1日

「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	平成28年8月1日
住宅の管理者氏名※1	池田 勝
電話番号 / FAX番号	TEL 045-508-9358 / FAX 045-508-9359
ホームページアドレス	https://www.cocofump.co.jp/

※1 管理者を配置している場合に記入

「2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

FAX番号	03-6431-1864
ホームページアドレス	https://www.cocofump.co.jp/
資本金(基本財産)	9,000万円
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率 ※2	株式会社学研ココファン (100%)
設立年月日	平成20年 5月 15日
直近の事業収支決算額 ※3	(収益)20,055百万円 (費用)19,214百万円 (損益) 841百万円
会計監査人との契約	無・ ☒ (新日本有限責任監査法人)
他の主な事業	福祉に関する運営、企画、調査、立案、及びコンサルタント

※2 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※3 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、
損益は経常利益とする。

「3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

FAX番号	03-6431-1864
ホームページアドレス	https://www.cocofump.co.jp/

「4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

建築基準法上の主要用途	寄宿舍 ・ 共同住宅 ・ ☒ 有料老人ホーム ・ その他	
建築物の耐火構造	☒ 耐火構造 ・ 準耐火構造 ・ その他 ()	
消防用設備等	消火器	無・ ☒
	自動火災報知設備	無・ ☒
	火災通報設備	無・ ☒
	スプリンクラー	無・ ☒

	防火管理者	無・ ☒ 有
	防災計画	無・ ☒ 有
緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各住居内に4ヶ所緊急通報ボタンを設置 （トイレ、寝室、浴室、洗面） 緊急呼び出しがあった場合は、職員が現場に駆けつける （セコム(株)とも連携）また人感センサーにより 緊急自動通報システム（12hで対応）を導入。	
	安否確認の方法・頻度等 24時間有人管理による見守り ※職員はココファンあざみ野北館と一元管理しており連携して対応 ※夜間は北館・南館を1名で管理。	

「5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）」について

（1）入居契約の状況等

身元引受人等の条件及び義務等※4	連帯保証人は、本契約から生じる一切の債務を、極度額として、賃料、共益費及びサービス料金の8か月分相当額の範囲内で、入居者と連帯して履行の責に任ずるものとする。 身元引受人は、入居者の病気、死亡等の場合に、事業者からの連絡、相談等に応じるものとする。また年に一度、事業者と入居者の生活及び健康の状況や身元引受についての確認の打合せを行なうものとする。また、本契約が終了したときは、責任をもって乙の身柄を引き取るものとする
生活保護受給者の受入れ対応	☒ 否 ・ 可
事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※5	（事業者からの解約） 1. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて 当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されないときは、1か月の予告期間を設けたのち、本契約を解除することができる。 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務 二 第5条第2項に規定する共益費支払義務 三 第8条に規定する状況把握・生活相談サービス料金支払義務 四 前条第1項後段に規定する費用負担義務 2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

	一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務 二 第10条各項に規定する義務 三 その他本契約書に規定する乙の義務 3. 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正な行為によって本物件に入居したときは、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 4. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 一 第9条各号の確約に反する事実が判明した場合 二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合 5. 甲は、乙が別表第1第六項から第八項までに掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 6. 甲は乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼすおそれがあり、かつ乙が自身で自立した生活を営むことができず、本契約又は乙が介護事業所から直接受ける介護サービスの生活支援方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難である場合、身元引受人及び乙は甲と協議の上、建物賃貸借契約の解除を含めた適切な措置を講じるものとする。 7. 乙が賃貸借期間中に重度の要介護状態になり介護事業所から受ける介護サービスの生活支援では自立した生活を継続することが困難な場合、または重度の認知症になった場合、身元引受人及び乙は甲と協議の上、建物賃貸借契約の解除を含めた適切な措置を講じるものとする。 8. 前2項の場合、甲は次の手続をおこなう。 一 一定の観察期間を設ける。 二 主治医及び生活支援サービス担当スタッフ等のヒヤリングを行う。 三 入居者本人の意思を確認する。 四 身元引受人と協議、意思を確認する。 五 契約解除時期については、身元引受人と協議の上決定する。 (入居者からの解約) 1. 乙は、甲に対して少なくとも1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約の契約期間中であっても、本契約を解除することができる。 2. 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から1か月の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金(本契約の解約後の
--	---

		賃料相当額及び状況把握・生活相談サービス料金相当額を含む。 ）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月 を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。	
前年度における 退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	0人
		社会福祉施設	2人
		医療機関	0人
		死亡者	1人
		その他	0人
	生前解約の状況	事業者側の申し出	0人 (解約事由の例)
		入居者側の申し出	2人 (解約事由の例) 介護介助を要するようになったため
体験入居の期間及び費用負担等		直近の体験入居は実績無し	

※4 入居契約書に身元引受人や後見人等の選任を定めている場合に記入

※5 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

(2) 入居状況等

(令和6年7月1日現在)

	性 別	男 性	11人、女 性	20人	
	入居者内訳	自 立	9人		
介護の 要否別		要介護	11人	(内訳) 要介護 1 6人 要介護 2 5人 要介護 3 0人 要介護 4 0人 要介護 5 0人	
			要支援	11人	(内訳) 要支援 1 6人 要支援 2 5人
平均年齢	86.5歳（男性 88.4歳、女性 85.4歳）				

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	私たちは、1人でも多くの高齢者の方が、安心して暮らし続けられるためのサービスを提供します。 私たちは、高齢者の尊厳を守り、1人ひとりの心と身体がより良い状態に向かう事を考え行動します。 私たちは、そこで暮らす人とのふれあいを通し、学ぶ心
----------	--

	を持ち、人間的魅力を身につけて、それを発揮します。
サービスの提供内容に関する特色	季節イベントやご入居者の要望・関心に応じたイベントを企画・実施する。またご入居者主催のサークル活動もあれば支援する。
運営懇談会の開催状況 ※6 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	未実施

※6 運営懇談会を設置している場合は記入

(2) 苦情等の取り扱い

苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	※事業所苦情対応担当 事業所長 池田 勝 TEL 045-508-9358 (9:00~18:00) ※株式会社学研ココファン TEL 03-6431-1860 Email co-soudan@cocofump.co.jp 施設及び本社で解決できない場合は第三者機関に相談できる。 第三者機関 横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢施設課 TEL 045-671-4119 横浜市 建築局 住宅部 住宅政策課 TEL 045-671-3975
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	苦情・事故マニュアルに基づき、協力医療機関の指導のもとに対応。119番通報による医療機関への搬入を行うとともに、施設から家族への連絡を行う。また、事故についての検証、今後の防止策を講じる
事故発生の防止のための指針	無・ ☒
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	介護サービス等の提供にあたり、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、地震・津波等の天災、戦争、暴動等及び入居者の故意によるもの等を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に過失がある場合には賠償額を減ずる事があります。
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・☒ 有の場合の保険名 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

(3) 医療

協力医療機関（又は嘱託医） の概要及び協力内容	名 称	新緑ホームケアクリニック 藤が丘
	診療科目	内科一般
	所在地	横浜市青葉区藤が丘1-37-1
	距離及び所要時間	約17分
	協力内容	医療にかかわる相談を受けた際の適切な助言・指導
協力歯科医療機関	名 称	
	所在地	
	距離及び所要時間	
	協力内容	
入居者が医療を要する場合の 対応（入居者の意思確認、医 師の判断、医療機関の選定、 費用負担、長期に入院する場 合の対応等）		医師の判断を基本として協力医療機関、または入居者が希望する医療機関に置いて治療を受けることが出来る。 費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担とする。 医師が入居者について入院が必要であると判断した場合は入居者及びご家族の意思を確認する。 ・入院期間中についても家賃、管理費、水光熱費、生活支援サービス費は入居者の負担としてお支払いいただきます。

(4) 職員体制

ア 職種別の職員数等

(令和6年7月1日現在)

		職 員 数	常勤換算後の 人数		夜間勤務職員数 (18時～翌9時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
従業者の 内訳	管理者	1()				介護福祉士 ※生活相談員兼務
	生活相談員	9(7)				介護福祉士(2名)介護職員初任者研修修了者(6名)・正看護師(1名)
	直接処遇職員	()				
	介護職員	()				
	看護職員	()				
	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	()				

	5 年以上 10 年未満										
	10 年以上										
従業者の健康診断の実施状況											
1 あり 2 なし											

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制（特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要）

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の 人数 ※8			
配置している直接処遇職員の 人数 ※9			
要支援者・要介護者の 合計人数に対する配置 直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時間 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	: ~ :	
	日勤	: ~ :	
	遅番	: ~ :	
	夜勤	: ~ :	
	看護職員 早番	: ~ :	
	日勤	: ~ :	
	遅番	: ~ :	
	夜勤	: ~ :	

※8 常勤換算後の人数。

※9 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※10 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

※11 「前年度の平均値」及び「常勤換算方法」等については指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）等の規定によること

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	人 (人)	医 師	人 (人)
介護福祉士	3人 (人)	看護師	1人 (人)
介護支援専門員	人 (人)	准看護師	人 (人)
介護職員実務者研修修了者	人 (人)	資格なし	4人 (人)

介護職員初任者研修修了者	8人（人）	
--------------	-------	--

注1）資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。

他の資格を持っている職員を（ ）に外数で記入する。

注2）介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

（5）登録事項の情報開示

入居希望者等 への 情報開示	重要事項説明書の公開	☒ 1 公開（閲覧・ ☒ 写し交付）	☐ 2 非公開
	入居契約書の公開	☒ 1 公開（閲覧・ ☒ 写し交付）	☐ 2 非公開
	管理規程の公開	☒ 1 公開（閲覧・ ☒ 写し交付）	☐ 2 非公開
	財務諸表の公開	☐ 1 公開（閲覧・写し交付）	☒ 2 非公開
	事業収支計画の公開	☐ 1 公開（閲覧・写し交付）	☒ 2 非公開

（6）その他

横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に適合していない事項 ※12	<適合していない事項がある場合の内容>
--	---------------------

※12 市の指針上適合していない事項について、指針の9～13に該当する運営面に関することを記述すること。

なお、代替措置及び改善計画等は、別紙で明記することでも可

●特定施設入居者生活介護に関する事項（該当する場合のみ）

（1）介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に 介護を行う場所	
--------------------------	--

（2）住み替える場合の条件等

入 を居 住後 みに 替居 え室 る又	居室から一時介護室へ移 る場合(判断基準・手続、追 加費用の要否、居室利用権 の取扱い等)	
	従前の居室から別の居室 へ住み替える場合（同上）	

場は 合施 設	提携ホームへ住み替える 場合（同上）	
---------------	-----------------------	--

（３）介護保険に係る利用料

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合証」 に記載された利用者負 担の割合に応じた額) ※ 13	○特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合/2 割の場合)
	要介護 1	円	円 / 円
	要介護 2	円	円 / 円
	要介護 3	円	円 / 円
	要介護 4	円	円 / 円
	要介護 5	円	円 / 円
	○各種加算の状況		
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	夜間看護体制加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	看取り介護加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ) (Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ (Ⅰ) ロ (Ⅱ) (Ⅲ)	
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	
短期利用の設定(短期利 用特定施設入居者生活 介護の届出がある) ※14	○介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合/2 割の場合)
	要支援 1	円	円 / 円
	要支援 2	円	円 / 円
	○各種加算の状況		
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ) (Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ (Ⅰ) ロ (Ⅱ) (Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ
	無 ・ 有		

※13 月額、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

※14 短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある場合には添付書類の別添2を添付する。

○添付書類：別添1「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

ご使用上の諸注意

- 1 この書類は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日）（法律第二十六号）」第十七条（※1）の説明文の参考様式です。

※1：（契約締結前の書面の交付及び説明）

第十七条 登録事業者は、登録住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、登録事項その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
（平二三法三二・追加）

- 2 各担当窓口ごとに独自の様式を定めているところもありますので、使用に当たっては、必ず担当窓口（※2）までご確認ください。

※2：担当窓口（地方公共団体ごと）の問い合わせ先は、以下のURLからご参照ください。

https://www.satsuki-jutaku.jp/inquiry_list.html

- 3 この様式には、現在公開中または審査中の登録情報の内容が反映されています。登録情報の変更は、変更届を作成し、担当窓口まで提出してください。（※3）

※3：変更届の作成については、以下のURLからご参照ください。

<https://www.satsuki-jutaku.jp/modify.html>

- 4 シート「全体」の中の以下の項目は、登録情報にはない内容です。必要に応じて追記してください。

- ・ 「5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）」のうち「入居契約が賃貸借契約でない場合にはその旨」
- ・ 「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービスおよび入居者から受領する金銭」のうち「家賃等の前払い金の返還債務が消滅するまでの期間」
- ・ 「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービスおよび入居者から受領する金銭」のうち「家賃等の前払金の返還額の推移」

- 5 各項目の入力文字数によって、文字切れや意図しない箇所に改ページが発生してしまい、正しく印刷されない可能性がございます。

当説明書をご利用の際は、必ずテスト印刷していただき、文字切れ、意図しない改ページなどがなく、正しく印刷されていることを確認してください。正しく印刷が行なわれない場合は、印刷範囲・行の高さ調節・改ページ位置などを調節したうえでご利用ください。

登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）

年 月 日

登録事項等についての説明

貸主（甲） 住所 東京都品川区西五反田二丁目11番8号
氏名 株式会社学研ココファン
代表取締役 森 猛 印

代理人 住所
氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) ここふあんあざみのみなみかん ココファンあざみ野南館					
所在地	(住居表示) 〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区すすき野2-6-8					
利用交通手段	☒ 1. 電車（東急田園都市線 あざみ野駅からバスで7分 降車後、徒歩8分） ☐ 2. その他（ ）					
住宅に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 2022 年 2 月 1 日から 2050 年 1 月 31 日まで					
施設に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 2022 年 2 月 1 日から 2050 年 1 月 31 日まで					
敷地に関する権原	☐ 1. 所有権 ☐ 2. 地上権 ☒ 3. 賃借権 ☐ 4. 使用貸借による権利 期間 2022 年 2 月 1 日から 2050 年 1 月 31 日まで					

（注）住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☒ 法人 ☐ 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃがつけんここふあん	
	株式会社学研ココファン	
住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号 141-8420)	
	東京都品川区西五反田2-11-8 電話番号 0364311860	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな)	
	商号、名称、又は氏名	
	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添 2 のとおり

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃがつけんここふあん
	株式会社学研ココファン
事務所の所在地	(郵便番号 141-8420)
	東京都品川区西五反田2-11-8 電話番号 03-6804-7093

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	24	戸
居住部分の規模	(最小)	48.26	m ²
	(最大)	79.96	m ²
構造及び設備	共同利用設備 ☒ あり ☐ なし		
	構 造	RC	造
		階 数	地上 6 階建
竣工の年月	2016 年 7 月 15 日		
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している		
	☒ エレベーターを備えている		
	☒ 緊急通報装置を備えている		

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期
(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	☒ 賃貸借契約 ☐ その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている 60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

	サービスの種類	提供形態	提供の対価（概算・月額）	
高齢者生活支援サービス	状況把握 生活相談	■ 自ら □ 委託	約 40,150 円	詳細については、別添 4 のとおり
	食事の提供	□ 自ら ■ 委託 □ 提供しない	約 47,490 円	
	入浴等の介護	□ 自ら □ 委託 ■ 提供しない	約 円	
	調理等の家事	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
	健康の維持増進	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
	その他	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
家賃の概算額	(最低)	約 140,000 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり	
	(最高)	約 240,000 円		
共益費の概算額	(最低)	約 19,000 円		
	(最高)	約 25,000 円		
敷金の概算額	(最低)	約 280,000 円	家賃の 2.0 月分	
	(最高)	約 480,000 円		
前払金※の有無	□ あり ■ なし			
家賃等の前払金の概算額	(最低)	約 円	(最高)	約 円
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃			
	サービス提供の対価			
返還額の算定方法				
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで			
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)			
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他)			

特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている
	☒ 指定を受けていない
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている
	☒ 指定を受けていない
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている
	☒ 指定を受けていない
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
	電話番号	
修繕計画		
計画策定の有無	☐ あり ☒ なし	
大規模修繕の実施予定	頃実施予定	
その他計画的な修繕予定		

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスココファンあざみ野	通所介護、予防通所介護	☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☒ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号)
	電話番号
連携又は協力の内容	

10. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨

基本方針及び横浜市の高齢者居住安全性確保計画に沿って適切に運営致します。

上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受けました。

年 月 日

借主（乙） 住所
氏名

役 員 名 簿

(ふりがな)	役名等
氏 名	
こばやかわひとし	代表取締役
小早川 仁	
もりたけし	代表取締役
森 猛	
たかはしやすひろ	常務取締役
高橋 靖宏	
やまものりお	取締役
山本 教雄	
せきづかひろまさ	取締役
関塚 宏昌	
きむらゆうすけ	取締役
木村 祐介	
おくだるみ	取締役
奥田留美	
ほんだやすたか	取締役
本田 泰隆	

役 員 名 簿

(ふりがな) 氏 名	役名等

法第6条第1項第4号の役員に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	収 納			
1	48.26	○	○	○	○	○	○	1	203	152,000
1	48.26	○	○	○	○	○	○	1	303	156,000
1	48.26	○	○	○	○	○	○	1	403	158,000
1	48.26	○	○	○	○	○	○	1	503	160,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	102	140,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	202	158,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	205	158,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	302	164,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	305	168,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	402	170,000

1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	405	170,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	502	174,000
1	55.46	○	○	○	○	○	○	1	505	174,000
1	61.06	○	○	○	○	○	○	1	206	173,000
1	61.06	○	○	○	○	○	○	1	306	182,000
1	61.06	○	○	○	○	○	○	1	406	186,000
1	61.06	○	○	○	○	○	○	1	506	188,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	101	145,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	201	180,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	301	190,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	401	196,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	501	198,000
1	66.06	○	○	○	○	○	○	1	601	200,000
1	79.96	○	○	○	○	○	○	1	602	240,000

注１）住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注２）設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
食堂	1	92.86	1F	24	
ラウンジ	1	50.59	1F	24	
屋上庭園	1	50.72	6F	24	
コミュニ ティルー ム	1	57.44	6F	24	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
サービスを提供する法人等の別		電話番号 ☐ 医療法人 ☒ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 社会福祉法人 ☒ 指定介護予防サービス事業者 ☒ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☒ 指定地域密着型サービス事業者 ☐ 上記以外の法人等	
サービスを提供する者の人数	☐ 医師	人員	人
	☒ 看護師	人員	1 人
	☒ 准看護師	人員	人
	☒ 介護福祉士	人員	3 人
		☐ 社会福祉士	人員
		☐ 介護支援専門員	人員
		☒ 養成研修修了者	人員
		☒ 上記以外の職員	人員
常駐する場所		☒ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地:)	
常駐する日		☒ 365日対応 ☐ 次の期間を除く ()	
常駐する時間	日中	9 時 0 分 ~ 18 時 0 分	人員 1 人
	上記以外の時間	18 時 0 分 ~ 9 時 0 分	人員 1 人
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	感知センサーによる12H毎の居室内の入居者動態把握と、目視による		毎日 1 回
	☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問（近接する土地に常駐する場合のみ）		

緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	0 時 0 分 ~ 24 時 0 分		
		上記以外の日	☐ 24時間		
	通報方法	緊急通報装置			
	通報先	管理事務所		通報先から住宅までの到着予定時間 5 分	
サービス提供の対価（概算額）	月額	約 40,150 円	前払金の	算定方法	
	前払金	約 0 円			
備考	状況把握及び生活相談サービスの対価は一人目月額40,150円（税込）、2人の場合は58,850円（税込）				

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃまぶちしょうじ 株式会社馬淵商事			
	住所 (法人に あつては 主たる事 務所の所 在地)	(郵便番号 103-8248) 東京都中央区日本橋1-15-1 パーカービル4F 電話番号 03-3278-0010			
	住所 (法人に あつては 本業務に 係る事業 所の所在 地)	(郵便番号 103-8248) 東京都中央区日本橋1-15-1 パーカービル4F 電話番号 03-3278-0010			
食事提供を行う場所		☒ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他 ()			
提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()			
	内容	☐ 3食 ☒ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない ()			
	調理等	☒ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他 ()			
サービス提供の対価（概算額）	月額※	約 47,490 円	内訳	朝食 0 円 昼食 648 円 夕食 935 円	
	前払金	約 0 円	前払金の 算定方法		
備考		昼食、夕食を提供し、提供方法は事前予約のため入居者が選択できる。			

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号
	住所 (法人にあつては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号
提供方法		提供日	☐ 365日対応 ☐ その他 ()	
		内容	☐ 入浴介護 ☐ 排せつ介護 ☐ 食事介護	
			☐ その他 ()	
サービスの提供 の対価（概算額）	月額	約	円	前払金の 算定方法
	前払金	約	円	
備考				

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)				
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号		
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()			
		内容	☒ 調理 ☒ 洗濯 ☒ 掃除			
			☒ その他 (生活援助サービス)			
サービス提供の対価（概算額）	月額	約 円	前払金の算定方法			
	前払金	約 0 円				
備考		学研ココファン青葉台ヘルパーセンターと別途契約により、介護保険適用もしくは自費の料金にて利用できます。 自費の場合、生活援助10分 440円～				

5. 健康の維持増進サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法	提供日	☐ 365日対応 ☒ その他（ 平日2～3日（5H程度） ）			
	内容	☒ 健康相談 ☐ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い			
		☐ その他 ()			
サービス提供の対価（概算額）	月額	約 0 円	前払金の	算定方法	
	前払金	約 0 円			
備考	健康相談員を上記提供日に配置、健康相談に応じる。 健康相談費は状況把握及び生活相談費に含む。				

6. その他のサービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法	提供日	☐ 365日対応 ☒ その他（月曜日から金曜日、祝祭日は除く）			
	内容	1日2回の送迎サービス			
サービス提供の対価（概算額）	月額	約 0 円	前払金の 算定方法		
	前払金	約 0 円			
備考	送迎サービス費は状況把握及び生活相談費に含む。				

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	

提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他（ ）		
	内容	介護保険適用外のサービス、冠婚葬祭や買い物の付き添いなど		
サービス提供の対価（概算額）	月額	約 0 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 0 円		
備考	学研ココファン青葉台ヘルパーセンターと別途契約により、介護保険適用もしくは自費の料金にて利用できます。 自費の場合、生活援助：10分 440円～ 身体介護：10分 624円～			

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（有・無）

区 分	自 立			要支援 1～2			要介護 1～5		
提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	
サービスの提供内容等	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
1. 介護サービス									
①巡回									
・昼間 9時～18時	有・無	都度	—	都度	—	—	都度	—	—
・夜間 18時～9時	有・無	都度	—	都度	—	—	都度	—	—
②食事介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
③排泄									
・排泄介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・おむつ交換	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・おむつ代	有・無	—	都度	実費	—	都度	実費	—	都度
④入浴等									
・清拭	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・一般浴介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・特浴介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
⑤身辺介助									
・体位交換	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・居室からの移動	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・衣類の着脱	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
・身だしなみ介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
⑥機能訓練	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦通院の介助	有・無	—	10分	624円	—	10分	624円	—	10分
⑧緊急時対応									
・ナースコール	有・無	24時間対応	—	24時間対応	—	—	24時間対応	—	—
2. 生活サービス									
①家事									
・清掃	有・無	—	10分	440円	—	10分	440円	—	10分
・洗濯	有・無	—	10分	440円	—	10分	440円	—	10分
②居室配膳・下膳	有・無	—	10分	440円	—	10分	440円	—	10分
③理美容	有・無	—	都度	実費	—	都度	実費	—	都度
④代行									
・買物	有・無	—	10分	440円	—	10分	440円	—	10分
・役所手続	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 健康管理サービス									
・健康診断	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
・健康相談	有・無	都度	—	都度	—	—	都度	—	—
・生活指導	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
・医師の往診	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 入退院時、入院中のサービス									
・医療費	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
・移送サービス	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—
5. その他サービス									
	有・無	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、瓶数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。

注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。

注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。